

## 大口町立学校栄養職員特別非常勤講師設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する小学校又は中学校に在籍する学校栄養職員を、教育職員免許法（昭和44年法律第147号）第3条第2項及び第3条の2第2項の規定による非常勤講師（以下「特別非常勤講師等」という。）として任用する取扱いに関し、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則（昭和30年愛知県教育委員会規則第1号）等別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 特別非常勤講師等の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とする。

### (職務)

第3条 特別非常勤講師等は、教諭に準ずる職務に従事する。

### (任用)

第4条 特別非常勤講師等の任用は、教育委員会が辞令を交付して行う。

### (報酬)

第5条 特別非常勤講師等には、報酬を支給しない。

### (勤務日及び勤務時間)

第6条 特別非常勤講師等の勤務日及び勤務時間は、学校栄養職員としての職務に支障のない範囲内で、教育委員会が関係の学校長等と協議して定める。

### (服務及び懲戒)

第7条 特別非常勤講師等の服務及び懲戒については、原則として正規職員の例による。

### (解雇)

第8条 教育委員会は、特別非常勤講師等を次の各号のいずれかに該当する場合は解雇することができる。

- (1) 特別非常勤講師等としての能力又は適性を欠くと認められる場合

(2) 精神又は身体に著しい障害があるため、職務に耐えられないと認められる場合

(離職)

第9条 特別非常勤講師等は、次の各号のいずれかに該当する場合は離職するものとする。

(1) 退職を願い出て承認された場合

(2) 任用期間が満了した場合

(3) 死亡した場合

(4) 刑事事件に関し起訴された場合

2 前項に定めるもののほか、学校栄養職員としての身分を失った場合は離職するものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (平成11年10月1日 教委訓令第1号)

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。